

令和8年度伊豆総合高等学校土肥分校

いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(令和8年度学校いじめ防止基本方針)

最終改定： 令和7年4月

はじめに

いじめの定義は「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。」である。しかし、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、いじめやいじめと思われる行為に対しては、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認した上で対応することが必要である。

いじめ問題に対処するには、教職員、生徒、保護者、その他等関係者が基本的な考え方を共有し、連携・協力して取り組むことが大切である。実際の指導に当たっては、苦痛を感じている生徒を守るだけでなく、苦痛を与えてしまった生徒に対して成長を促す指導を心がけ、再発防止に努めることが肝要である。

この方針はホームページ等で保護者や地域に公開し周知するとともに、いじめ防止委員会において毎年検証し、改善及び共通理解を図ることとする。

1 本校におけるいじめまたはそれに類する行為の特徴

本校は、自己表現が苦手な生徒や適切な対応が苦手な生徒など、コミュニケーションに関して学ぶことが多い生徒が一定数いるという実態がある。これまでに発生した具体的例として、冷やかしかからかいなど言葉によるいじめ、またはそれに類する行為があった。また、相手を気遣う理由や自分を守るための言動であっても、それが適切でないことで、相手に苦痛を感じさせる結果となることがあった。加えて、第三者から見て適切な助言や指摘だとしても、自己の意見や表現を否定されたことに苦痛を感じ、人間関係の不和に発展することもある。SNS上での発言で、真意が伝わり切らなかったり、表現が稚拙なためにトラブルとなったりするケースもあった。

2 土肥分校いじめ防止等のための組織

名称：いじめ防止委員会

委員：教頭・生徒指導主事・教育相談室長・養護教諭・学年主任

スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）

※必要に応じて該当生徒の担任や部活動顧問、関係機関の専門家等に参加を要請する。

3 いじめ防止委員会の開催

定例会を教育相談連絡会の後に実施する。また事案の発生に応じて、臨時委員会を実施する。

4 いじめの予防及び早期発見

(1) いじめの予防

まずは生徒が相談しやすい教職員との人間関係形成を、生徒の入学当初から心がける。また、少人数でのクラス運営やきめ細かな土肥分校独自の取組により、生徒の学校生活や学習の遅れ等によるストレスを軽減したり、生徒に自信を持たせたりする。これらによりいじめが発生しにくく、気になることがあった際に教職員に相談しやすい環境づくりに取り組む。

授業や各種行事等では、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進し、生徒が自己有用感を高められる場面や、困難を乗り越えるような体験の機会を設けるとともに、社会のルールやSNS等インターネットの適切な活用について指導し、規範意識を高める。

課外活動や生徒会活動では、地域社会の一員としての自覚を持ち、自尊感情を高めることができるように、年間を通して各種ボランティア活動への参加を促す。また、生徒間の交流を促し、認め合うことができるような生徒会行事運営指導を心掛ける。

コミュニケーションに関して学ぶことが多い生徒が一定数いるという実態への対応として、教員がコミュニケーションに関する相談事を受けたり、実際に不適切な場面を目撃した際には、本人の気持ちを汲み取りながら具体的なアドバイス

を行う。また、SC や SSW による指導・助言を、必要に応じて、または本人・保護者の希望により実施する。

(2) 早期発見に向けた取り組み

教職員は、HR 活動で人間関係やいじめを話題に出したり、いじめに関するアンケート結果を伝えたりする際に、「いじめは見逃さない」旨のメッセージを発信したり、日頃から生徒との信頼関係の構築等に努め、生徒がいじめについて相談しやすい環境づくりをする。

養護教諭、教育相談室及び生徒課は、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げるとともに、担任と連携して個人面談やアンケートを定期的に行う。また、保健室や教育相談室を利用する生徒との会話を通して、いじめの早期発見に努める。

5 いじめ（疑い含む）事案認知とその後の対応

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、いじめ防止委員会と関係教職員（担任・該当学年教員等）は1～2勤務日以内に以下の対応を始める。いじめ重大事態の場合や、重大事態が疑われる場合は、即日対応を始める。

被害生徒や関係生徒には、原則として校内で対応するが、電話や家庭訪問等、別の手段での対応が適切と思われる場合はその限りではない（例：生徒の欠席等で聞き取りが進まない場合や、いじめ重大事態（の疑い）で至急対応が必要な場合等）。

関係生徒が多数で聞き取りに日数を要する場合、事情が複雑であったり外部関係機関との連携に時間がかかり、指導方針の検討に時間を要する場合等でも、不必要に初期対応期間が伸びないようにする。また、いじめをやめさせる、加害生徒と被害生徒の接触を避ける等、事態の悪化を防ぐための対応は、指導方針等が決定していなくても、先行して実施する。

検討内容や指導方針、指導経過については教職員全体と情報共有するとともに、必要に応じて保護者・関係機関・専門機関との情報共有や連携をするなど、組織として取り組み、特定の教職員で抱え込まない。

(1) 事案認知

いじめを発見した場合、その場でできる範囲の聞き取りや指導を行った上で、いじめ防止委員会に報告する。必要に応じて、追加で聞き取りを行う。通報を受けた場合は、いじめ防止委員会にその内容を報告した上で、事実確認のための聞き取り等の対応を進める。状況によっては、当該生徒が加害者かつ被害者となる場合もあるため、事情の確認は丁寧かつ慎重に行う。対応する際には被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を促すよう教育的配慮をもって対応する。

(2) 具体的な対応内容の検討

行為の内容を把握したいじめ防止委員会は、被害生徒や保護者の意向を踏まえつつ、指導方針、具体的な指導方法、再発防止のための取り組み、誰がその対応を担当するかなどの検討を行い、対応策を決定する。その際、生徒指導内規の指導措置に該当する行為については、生徒課と連携して対応する。また、行為の内容に応じて、警察等の外部関係機関への連絡・相談を検討する。

(3) 対応の実施

いじめの指導に当たっては、いじめ防止委員会で決定した方針、役割分担、具体的な対応内容、手順等を基にして進める。指導する際には被害生徒を守り通すとともに、被害生徒が安心・安全な学校生活に戻ることができるように支援する。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を促すよう教育的配慮をもって指導する。その際、対応をするだけでなく、その対応が効果的であるかどうか見極め、より効果を高めるために、経過を観察し対応を修正することも重要である。

これら対応状況については、その対応をした日（もしくは翌勤務日）に関係生徒の担任・学年主任・生徒課長・教頭で共有をするとともに、記録に残す。

6 重大事態への対応

(1) 対応主体の検討

重大事態を認知した場合や、調査の過程で重大事態が疑われる場合、重大事態への発展が予想される場合には、学校は速やかに県教育委員会に報告し、県教育委員会の判断により県教育委員会又は学校の下に組織（※）を設ける。この組織において、客観的な事実関係を明確にするための調査を行い、事態への対処や同種の事態の防止を図る。この際、被害生徒や保護者の意向を確認した上で進めていく。

※いじめ防止委員会に第三者を加える方式や、第三者委員会などが考えられる。事案の内容等に応じて決定される。

(2) 被害生徒・保護者等への説明

県教育委員会又は学校は、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を被害生徒・保護者等に対して適切に説明する。

(3) 被害生徒・保護者が重大事態対応を望まない時

重大事態に該当するにも関わらず、被害生徒や保護者が重大事態として扱うことを望まない場合でも、被害生徒や保護者の意向を確認しながら、被害生徒への支援や関係生徒への指導及び支援等を行う。

7 いじめ関連資料の保存

いじめ重大事態は、重大な被害が発生してから一定期間が経過した後に被害の申し立てがなされる場合があることや、後日に再調査を実施することがある。そのため、定期的実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、いじめ防止委員会議事録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録等、調査の基礎資料になり得る記録は、保存期間を5年とする。また、保存期限が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長する。

年間計画

	いじめ防止	早期発見・情報共有
年間	下宿会（不定期・4回程度） 集団生活における課題の共有や改善の検討をする。	- いじめ防止委員会（定例会※） - 臨時いじめ防止委員会（事案発生時） - 教育相談連絡会（毎月1回）
一学期	- 新入生に関する情報収集、情報交換（4月新入生ヒアリング、教育相談連絡会等） - 新入生オリエンテーションやLHR 適切な人間関係の在り方について考え、実践する。（4月） - 輝潮祭体育の部やその練習 生徒同士の交流を促し、集団生活の向上に努める。（5月） - 情報教育講座（ネットトラブル等に関する講座）（6月） - マリン実習 他学年との交流を通して、人間関係を広げる。（7月）	- 担任との個人面談（4月・7月） - スクールカウンセラーとの新入生面談（4～6月） - 学校基本方針の確認（4月）
二学期	- 学級活動 いじめや人権問題について考える。（9月～11月） - 修学旅行、遠足、文化祭 集団生活の向上と、いろいろなものの見方や考え方があることを理解する。 - フォトラリー 班での計画や当日の活動で合意形成能力を高める。	- 個人面談（9月） - アンケート実施（9月） - SCとの全校生徒面談（9～10月）
三学期	年度末に、各自が振り返りをする。	アンケート実施（1月）
	- 年間の振り返りと、次年度に向けた改善の検討 - 次年度の学校基本方針の確認	

※定例のいじめ防止委員会は、原則として教育相談連絡会に続いて開催する。

太枠内を被害生徒に聞き取り、記入する。

被害生徒： 年 組 番（ ）	初期対応（記載）教員：
発見日時： 月 日（ ）：	発見のきっかけ：
概要（いつ（日時）、誰から、どのような場面で、どのようなことをされるか。また、その理由で心当たりはあるか。） この件について、これまでの相談相手 ☐担任 ☐養護教諭 ☐スクールカウンセラー等 ☐その他教職員（ ） ☐学校外の相談機関（ ） ☐保護者や家族（ ） ☐友人（ ） ☐その他（ ） ☐誰にも相談していない	
被害生徒（場合によっては保護者）の希望する対応 ・次の人に内容を話したり、相談したり、事実確認してよいか？（○ or ×） 保護者（ ） 担任（ ） その他教職員（ ）→誰ならよいか？（ ） 加害生徒（ ） クラスメイトや部員等（ ）→誰ならよいか？（ ） その他（ ） ・その他、具体的な希望する対応 	
会議日時：	会議場所：
土肥分校としての対応 （生徒指導措置を検討 する しない ） ・ ・ ・ ・	